

東彼杵町条例第23号

東彼杵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和5年12月6日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東彼杵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（<u>公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業</u>をいう。以下同じ。）を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>公共下水道事業</u>の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 <u>農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>集落排水処理施設（以下「施設」という。）の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(2) <u>処理区域は、小音琴郷の一部、大音琴郷の一部、口木田郷の一部、中尾郷の一部とする。</u></p> <p>(3) <u>処理区域面積は、19ヘクタールとする。</u></p> <p>(4) <u>処理人口は、830人とする。</u></p> <p>(5) <u>1日最大処理能力は、230立方メートルとする。</u></p> <p>5 <u>漁業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（<u>公共下水道事業（集落排水事業を除く。）</u>をいう。以下同じ。）を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>下水道事業</u>の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

- (1) 施設の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。
- (2) 処理区域は、大音琴郷の一部とする。
- (3) 処理区域面積は、4ヘクタールとする。
- (4) 処理人口は、420人とする。
- (5) 1日最大処理能力は、113立方メートルとする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

別表（第2条関係）

施設の名称等

<u>施設の名称</u>	<u>位置</u>
中尾地区農業集落排水処理施設	東彼杵町中尾郷604番地7
中尾グリーンセンター	
西部・音琴地区集落排水処理施設	東彼杵町大音琴郷190番地2地先
琴の海（西部）クリーンセンター	

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

[新設]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（東彼杵町農業集落排水事業特別会計条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 東彼杵町農業集落排水事業特別会計条例（平成5年条例第10号）
- (2) 東彼杵町漁業集落排水事業特別会計条例（平成9年条例第18号）